

蟹江町障がい者就労施設等からの物品及び役務の調達方針

1 目的

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下、「障害者優先調達推進法」という。）第9条に基づき、本町が行う物品及び役務（以下「物品等」）の調達において、障がい者就労施設等が提供する物品等に対する受注の機会の拡大を図り、もって障がい者の自立の促進に資することを目的とする。

2 適用範囲

この調達方針の適用範囲は、町のすべての機関が発注する物品等の調達とする。

3 対象事業者

この調達方針により、物品等を調達する対象施設等は、次の障がい者就労施設等とする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に定める施設等

ア 就労継続支援事業所（A型、B型）

イ 就労移行支援事業所

ウ 生活介護事業所

エ 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

オ 地域活動支援センター

- (2) 障害者基本法により費用の助成を受けている小規模作業所

- (3) 障害者優先調達推進法の政令で定める事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ 重度障がい者多数雇用事業所（①～③の全てを満たすもの）

① 障がい者の雇用者数が5人以上

② 障がい者の割合が従業員の20%以上

- ③ 雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が30%以上

- (4) 障害者雇用促進法に定める在宅就業障がい者及び在宅就業支援団体

4 調達を推進する物品等

蟹江町が調達する物品等のうち、障がい者就労施設等が受注することが可能なものを対象とする。

5 調達目標

対象となる物品等の調達実績額または調達件数が、前年度の実績を上回ること。

6 調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から調達可能な物品等の情報の収集について適宜行い、各部署に対して情報提供を行うこととする。
- (2) 各部署はこの情報提供に基づき、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。
- (3) これまで障がい者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達拡大にも努めるものとする。

7 調達実績の公表

調達実績については、年度終了後、町ホームページにより公表する。

8 その他

この調達方針に定めるもののほか、この調達方針の実施について必要な事項は、町長が定める。